

福井県建設工事総合評価落札方式（施工体制確認型）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、福井県建設工事総合評価落札方式実施要領（以下「総合評価実施要領」という。）

第1条第1項に規定する総合評価落札方式を実施するに当たって、工事の品質を確保するため、施工体制の確認を行うことにより、設計図書において求める要件の実現の確実性を評価する方式（以下「総合評価落札方式（施工体制確認型）」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この要領に別段の定めのない事項については、総合評価実施要領に定めるところによる。

（対象工事）

第2条 総合評価落札方式（施工体制確認型）は、総合評価落札方式による工事のうち、原則として、設計額（消費税および地方消費税に相当する額を含む。）が2億円を超えるものについて実施するものとする。

（施工体制の確認を行う場合における入札公告の記載事項）

第3条 契約担当者は、総合評価落札方式（施工体制確認型）により一般競争入札に付そうとするときは、総合評価実施要領第5条に規定するもののほか、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 総合評価落札方式（施工体制確認型）とすること。
- (2) 開札後に施工体制の確認を行うための聴取り調査を行うこと。
- (3) 前号の聴取り調査に必要な書類の提出を求めること。
- (4) 前号の書類を提出しない者（あらかじめ提出を行わない旨を入札執行者に申し出た者を除く。）および第2号の聴取り調査に応じない者が行った入札を無効とすること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、施工体制の確認に関し必要な事項

（評価方法）

第4条 総合評価落札方式（施工体制確認型）とする場合における総合評価実施要領第6条の規定の適用については、同条第1項中「標準点および技術評価点」とあるのは、「標準点、施工体制評価点および技術評価点」とする。

評価点＝標準点＋施工体制評価点＋技術評価点

評価値＝評価点÷入札価格

2 総合評価落札方式（施工体制確認型）とする場合における標準点は、総合評価実施要領第6条第2項の規定にかかわらず、70点とする。ただし、第7条第1項に規定する追加書類等に記載された内容が適切でないため、入札公告に記載された要求要件を満たすことができないと認められる場合には、標準点を与えないことができる。

3 第1項の「施工体制評価点」とは、設計図書において求める要件の実現の確実性について、品質確保の実効性に関する項目および施工体制確保の確実性に関する項目に対して、第8条および第9条に規定するところにより与える数値をいい、それぞれの項目について15点を配点し、30点を満点とする。

(聴取り調査の実施)

第5条 入札執行者は、開札を行ったときは、速やかに、総合評価失格基準価格以上で、かつ、予定価格の制限の範囲内で入札した全ての者について、施工体制の確認を行うための聴取り調査（以下「聴取り調査」という。）を行うものとする。ただし、その申込みに係る価格が総合評価調査基準価格以上で入札した者（前条第1項で規定する評価値の最も高い者の申込みに係る価格が総合評価調査基準価格以上で、かつ、予定価格の制限の範囲内である場合にあっては、入札したすべての者）については、聴取り調査を行わないことができる。

- 2 入札執行者は、聴取り調査を行おうとする者（以下「聴取対象者」という。）に対し、その日時および場所を通知するとともに、第7条第1項の規定により追加書類等の提出を求めるものとする。
- 3 聴取り調査に当たって聴取対象者が参加させることができる者は、配置を予定している技術者および現場代理人を含む3名以内とする。
- 4 聴取対象者は、聴取り調査の際に、第7条第1項の規定により提出した追加書類等のうち添付資料に係る原本を持参し、入札執行者からの求めに応じ、提示しなければならない。
- 5 聴取対象者は、聴取り調査に当たっては、第7条第1項の規定により提出された追加書類等に基づかない説明をすることができない。

(総合評価調査基準価格未満で申込みをした者に係る特例)

第6条 入札執行者は、総合評価調査基準価格未満で申込みをした者がある場合において、その者が制限付き一般競争入札実施要領第12条第1項の規定により提出した工事費内訳書により、低入札価格調査制度実施要領別表ウの項(1)①から⑤までのいずれかに該当することが確認できるときは、前条第1項の規定にかかわらず、聴取り調査を行わないものとする。

- 2 前項に規定する場合においては、入札執行者は、低入札価格調査制度実施要領第7条第1項の規定にかかわらず、その者に係る入札を、低入札価格調査を行わずに失格とすることができる。

(追加書類等)

第7条 聴取対象者は、入札執行者が指定する日までに、制限付き一般競争入札実施要領第12条の工事費内訳書ならびに次に掲げる追加書類および別紙に定める添付資料（以下これらを「追加書類等」という。）を郵送または持参の方法により、提出しなければならない。

- (1) 低入札価格調査表（様式第12号）
- (2) 積算内訳書（様式第13号）
- (3) 手持工事の状況（対象工事付近）（様式第14号）
- (4) 手持工事の状況（対象工事関連）（様式第14号の2）
- (5) 下請予定業者等一覧表（様式第15号）
- (6) 手持資材の状況（様式第16号）
- (7) 資材購入予定先一覧（様式第17号）
- (8) 手持機械の状況（様式第18号）
- (9) 機械リース元一覧（様式第19号）

- (10) 労務者の確保計画（様式第20号）
- (11) 工種別労務者配置計画（様式第21号）
- (12) 建設副産物等の搬出地（様式第22号）
- (13) 建設副産物等の搬出および資材等の搬入に関する運搬計画書（様式第23号）
- (14) 品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式第24号）
- (15) 品質確保体制（品質管理計画書）（様式第24号の2）
- (16) 品質確保体制（出来形管理計画書）（様式第24号の3）
- (17) 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（様式第25号）
- (18) 安全衛生管理体制（点検計画）（様式第25号の2）
- (19) 安全衛生管理体制（仮設設置計画）（様式第25号の3）
- (20) 安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）（様式第25号の4）
- (21) 施工体制台帳（様式第26号）
- (22) 施工体系図（様式第27号）

2 聴取対象者は、前項の入札執行者が指定する日までの間に限り、別記1により、追加書類等の提出を行わない旨を申し出ることができる。この場合においては、当該申し出を行った聴取対象者は、入札を辞退したものとみなす。

3 聴取対象者は、追加書類等を提出した後は、撤回、内容の修正または再提出をすることができない。

4 追加書類等の作成等に要する費用は、聴取対象者の負担とする。

5 追加書類等の返却および公表は、原則として行わない。

（施工体制の評価）

第8条 入札執行者は、工事費内訳書ならびに追加書類等および聴取り調査の結果により審査を行い、第4条第3項に規定する評価項目ごとに評価するものとする。

2 前項の規定による評価は、0点または15点のいずれかとする。

（施工体制の確認に係る審査の方法）

第9条 施工体制の確認に関する審査は、総合評価実施要領第7条第1項の技術資料、聴取り調査の結果および追加書類等に基づき、次の各号に掲げる項目について、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 施工体制の確保の確実性

ア 申込みに係る価格が総合評価調査基準価格未満である場合 次のいずれもが確実に達成することができると認められる場合に限り、15点の評価をするものとする。

(ア) 下請会社、当該下請会社が担当する工種、工事費内訳書等を総合的に勘案して、施工体制を確実に構築することができるものであること。

(イ) 施工計画を実施するための資材および機材の調達、労務者の確保に関する計画等を総合的に勘案して、施工体制を確実に構築することができるものであること。

イ 申込みに係る価格が総合評価調査基準価格以上である場合 アの(ア)または(イ)のいずれかが必ずしも達成することができないと認められる特別の事由がある場合に限り、0点の評価をするも

のとする。

(2) 品質確保の実効性

ア 申込みに係る価格が総合評価調査基準価格未満である場合 次のいずれもが確実に達成することができると認められる場合に限り、15点の評価をするものとする。

(ア) 建設副産物の受入れ、過積載の防止等法令遵守に関する対応を確実に行うものであること。

(イ) 安全確保の体制を構築することができるものであること。

(ウ) その他工事の品質を確保するための体制を構築することができるものであること。

イ 申込みに係る価格が総合評価調査基準価格以上である場合 アの(ア)から(ウ)までのいずれかが必ずしも達成することができないと認められる特別の事由がある場合に限り、0点の評価をするものとする。

(指名停止等の措置)

第10条 聴取対象者が、追加書類等の全部もしくは一部を提出しない場合（第7条第2項の規定による申し出を行っている場合を除く。）、提出した追加書類等に不備がある場合または聴取り調査に応じない場合は、当該聴取対象者に対し、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止等の措置を講ずることがある。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項またはこの要領の規定によりがたい事項については、契約当事者が必要に応じて別に定めるものとする。

附 則（平成23年7月14日）

この要領は、平成23年7月15日から施行し、同日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

1 この要領は、平成27年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日以前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお、従前の例による。

別記 1

平成 年 月 日

福井県 事務所長 様

商号または名称

(聴取対象者) 所 在 地

代 表 者 氏 名

⑩

〔 所属部署
担当者 氏 名
電話番号 〕

平成 年 月 日 第 号で通知のありました施工体制の確認に係る聴取り調査の実施については、都合により、追加書類等の提出を行いませんので、福井県建設工事総合評価落札方式（施工体制確認型）実施要領第 7 条第 2 項の規定により申し出ます。

なお、この申し出を行ったことにより、入札を辞退したものとみなされることについて、何ら異議を申し出ることはいたしません。

(注)

この申出書は、契約を締結する権限を有する者が自署または記名押印の上、「施工体制の確認に係る聴取り調査等の実施について（通知）」の 3(1)に記載の提出期限までに、同通知の 3(2)に記載の提出場所に、同通知の 3(3)に記載の提出方法により提出してください。